

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年12月20日（令和元年（行個）諮問第152号）

答申日：令和4年3月22日（令和3年度（行個）答申第171号）

事件名：本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「開示請求者が、平成30年特定日に特定労働基準監督署担当特定職員へ提出した休業補償給付請求書についての給付調査書類一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年8月7日付け茨労発総0807第5号により茨城労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

黒塗りの部分が分からない。真実が述べられているか、誰が言っているのか確認したい。会社情報等は特に問題なし。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書により、下記3（2）エ（ア）の下線部分が追加され、同（イ）から文書19②が削除された。）。

#### 1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、令和元年6月10日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

（2）これに対して処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年9月19日付け（同月24日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとし、その余の部分については、適用条項として法14条1号を追加した上で、不開示とすることが妥当であると考える。

### 3 理由

#### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、具体的には、別表の1欄及び同注2に掲げる文書1ないし文書29の各文書である。

#### (2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

##### ア 法14条1号該当性

文書29③は、審査請求人が受診した診療所の診療内容に関する情報である。当該部分は、これを開示すると、審査請求人が心理的圧迫を受け、その精神状態等の悪化をもたらすおそれがあることから、法14条1号に該当する。

なお、処分庁は、原処分において当該部分を法14条3号イに該当する旨説明しているが、当該部分に係る法の適用条項を変更する。

##### イ 法14条2号該当性

(ア) 文書1①、2①、6①、7①、8①、9①、15①、17、27、28①及び29①は、審査請求人以外の個人の住所、氏名、印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1②、2②、6②、7②、8②、9②及び28②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取をした内容等である。当該部分は、これを開示すると、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

##### ウ 法14条3号イ該当性

(ア) 文書15②及び29②は、特定事業場等の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有するものとして、これにふさわしい形状のものである。当該部分は、これを開示すると、偽造により悪用されるなど、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。（略）

(イ) 文書15②、③及び17は、特定事業場の業務内容等に関する情

報であり、当該事業場等が一般に公にしていな内部情報である。当該部分は、これを開示すると、その内容に不満を抱いた審査請求人等から当該事業場が不当な干渉を受けることが懸念され、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### エ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 文書1②、2②、6②、7②、8②、9②及び28②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等である。(略) また、文書1①には、特定監督署の調査官等が聴取を行った者を表す情報が含まれている。

当該部分は、これを開示すると、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難となり、監督署における労災認定等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書15③及び17は、特定事業場の業務内容等に関する情報である。(略) 加えて、文書2②は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、特定事業場に理解と協力を求めた上で得られた情報である。当該部分は、これを開示すると、当該事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせるなどにより、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、監督署における労災認定等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとし、その余の部分(別表の2欄に掲げる部分)については、法の適用条項を法14条1号、2号、3号イ及び7号柱書きに改めた上で、不開示とすることが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年12月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 令和2年1月22日 審議
- ④ 令和3年12月2日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 令和4年2月14日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年3月16日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条1号、2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

#### (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

##### ア 通番1

当該部分は、調査復命書の「事業場内における被災労働者の位置づけ」図に記載された審査請求人以外の特定事業場の職員の職氏名及び同人が特定監督署から聴取を受けたことを示す記号である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち職氏名は、審査請求人が知り得る情報であり、また、同人の申述内容及び原処分において開示されている情報を踏まえると、当該職員が聴取を受けたことが推認できることから、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当する。

また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の調査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

##### イ 通番2、通番6、通番8、通番10及び通番12（下記ウを除く。）

当該部分は、各聴取書に記載された被聴取者からの聴取内容及び各聴取書から引用された「特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書」（以下「調査復命書」という。）の記載の一部である。当該部分は、各聴取書に記載された被聴取者の氏名と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、

特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち通番２（２）を除く部分は、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又はそれから推認できる内容であり、また、通番２（２）は、特定事業場の職員が審査請求人に対して話したとする内容及びそれを客観的に記述した部分であり、審査請求人の申述内容と合致している。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であり、法１４条２号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法１４条２号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条７号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番２（３）、通番４及び通番１９

当該部分は、主治医の意見書並びにそれを引用した地方労災医員の意見書及び調査復命書の記載の一部である。当該部分は、原処分において開示されている情報から推認できる内容であると認められる。

当該部分は、仮に法１４条２号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当するとしても、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法１４条２号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条７号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番５、通番７、通番９及び通番１１

当該部分は、各聴取書に記載された審査請求人以外の職員の「職業」欄及び聴取場所の記載である。

当該部分は、各被聴取者の氏名と併せて見ると、法１４条２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、そのうち聴取場所としては特定事業場の名称が記載されているのみであり、また、職業名は会社に雇われて働く者を示す一般的な名詞にすぎない。当該部分は、原処分において開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法１４条２号に該当せず、開示すべきである。

オ 通番１３

当該部分は、特定事業場を管轄する特定法人支社から特定監督署に提出された審査請求人の健康診断書に記載された担当医師の氏名及び印影である。当該部分は、法１４条２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の印影については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得る場合であっても、印影まで開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、上記の健康診断書は、入社時に審査請求人が取得して特定事業場に提出したものと認められる。このため、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であり、法14条2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

#### カ 通番14

当該部分は、事業主申立書に記載された特定事業場の労働者数である。当該部分は、当該事業場における審査請求人の職位を踏まえると、同人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、これを開示しても、特定事業場及び特定法人支社（以下「特定事業場等」という。）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

#### キ 通番15

当該部分は、事業主申立書に記載された特定事業場における人事考課制度の有無であり、当該事業場の労働者である審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、これを開示しても、特定事業場等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### ク 通番16

当該部分は、特定法人支社から提出された同支社及びその所管する各営業所等の組織図（表）の記載の一部であり、役職の階層を示した欄名及び審査請求人以外の各職員の職氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又は審査請求人の職場の組織表として同人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記キと同様の理由により、同条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せ

ず，開示すべきである。

ケ 通番 1 8

当該部分は，主治医の意見書及び診断書に記載された審査請求人の主治医の署名及び印影である。当該部分は，法 1 4 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については，審査請求人が当該個人の氏名を知り得るとしても，その印影まで開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが，当該部分については，原処分において開示されている情報と同様の内容であることから，審査請求人が知り得る情報であり，法 1 4 条 2 号ただし書イに該当する。

したがって，当該部分は，法 1 4 条 2 号に該当せず，開示すべきである。

コ 通番 2 2

当該部分は，特定の健康保険団体から特定監督署に提出された審査請求人が受けた診療に係る診療報酬明細書である。

当該部分について，諮問庁は，法 1 4 条 1 号に該当するとするが，審査請求人が知り得る情報であり，その他特段の事情等も認められないことから，これを開示しても，審査請求人の生命，健康，生活又は財産を害するおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は，法 1 4 条 1 号に該当せず，開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の 3 欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法 1 4 条 2 号該当性

(ア) 通番 3

当該部分は，地方労災医員の意見書に記載された地方労災医員の署名及び印影である。当該部分は，法 1 4 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名については，その職務遂行に係る情報として，「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成 1 7 年 8 月 3 日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により，特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き，開示することとされているが，その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。このため，当該部分は，法 1 4 条 2 号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また，当該部分は，個人識別部分であることから，法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番5, 通番7, 通番9, 通番11, 通番13及び通番20

当該部分のうち、通番13は事業主申立書及び提出資料の送付状に記載された特定法人支社の担当者の職氏名及び印影、通番20は特定の健康保険団体から特定監督署に対する回答書に記載された担当者の氏名であり、その余の部分は、各聴取書に記載された被聴取者の氏名、住所、生年月日、年齢、署名及び印影である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番17

当該部分は、特定法人支社から提出された健康診断結果一覧表のうち、審査請求人以外の各職員の健康診断結果である。

当該部分について、諮問庁は、審査請求人を本人とする保有個人情報とした上で、法14条2号に該当する旨説明するが、当該部分には、審査請求人以外の職員の健康診断結果が各行ごとに表示されており、行ごとにそれぞれ別個の個人に関する情報であって、審査請求人を識別することができる情報を含むものとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、不開示としたことは、結論において妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性

(ア) 通番1

当該部分は、調査復命書の「事業場内における被災労働者の位置づけ」図に記載された審査請求人以外の各職員の職氏名及びその審査請求人との関係の記載である。当該部分には、審査請求人が知り得る情報も含まれているが、特定監督署が聴取を実施した者を表す記号が分ち難く記載されており、被聴取者が誰であるかは審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、特定監督署が労災認定の調査に当たりどのような者に聴取を行ったかという調査手法の一端が明らか



かになり、労働基準監督機関が行う労災認定の調査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2, 通番4, 通番6, 通番8, 通番10, 通番12及び通番19

当該部分は、各聴取書に記載された被聴取者からの聴取内容及び審査請求人の主治医の意見書に記載された主治医の意見並びにこれらの文書から引用された地方労災医員の意見書及び調査復命書の記載の一部である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められない。

当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者及び医師が自身の認識している事実関係等について率直な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号, 3号イ及び7号柱書き該当性

通番16は、特定法人支社及びその管轄する各営業所及びセンターの組織図(表)の一部である。当該部分には、営業所等ごとにその役職階層別に所属職員の職氏名が記載されており、特定法人支社の営業組織の組織構成が示されている。

当該部分は、これを開示すると、特定法人支社の管内営業組織の構成が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ該当性

通番14及び通番21は、事業主申立書に記載された特定法人全体の労働者数並びに特定法人支社代表者の印影及び特定の健康保険団体から特定監督署に提出された回答書に押印された当該団体代表者の印影である。当該部分のうち各代表者の印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。その余の部分は、特定法人の内部情報であり、審

査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、特定法人及び特定の健康保険団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性

通番15は、事業主申立書の記載の一部である。当該部分には、審査請求人の勤務評価、審査請求人の発症に関する事業場としての意見等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号、2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、通番17は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められることから、不開示とすることは結論において妥当であり、通番17及び別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条1号、2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性について

1 文書 番号及び 文書名	2 諮問庁がなお不開示とすべきと している部分			3 2欄のうち開示すべき部 分
	該当箇所	法14 条各号 該当性	通番	
文書 1 精神 障害 の業 務起 因性 判断 のため の調査 復命 書	① 27頁不開示部分	2号, 7号柱 書き	1	審査請求人の直上の枠内の職 氏名及び記号
	② 2頁, 4頁, 6頁, 8頁ないし21頁, 23 頁及び24頁の各不開示 部分	2号, 7号柱 書き	2	(1) 2頁9行目39文字目 ないし12行目8文字目, 4 頁「具体的出来事」欄4行目 36文字目ないし6行目41 文字目, 8頁「調査結果」欄 1行目1文字目ないし10文 字目, 9頁「調査結果」欄1 4行目6文字目ないし15行 目7文字目, 29行目ないし 31行目4文字目, 41行目 ないし42行目15文字目, 45行目ないし47行目, 1 0頁「調査結果」欄21行目 ないし22行目7文字目, 3 5行目ないし37行目, 12 頁「調査結果」欄1行目ない し2行目11文字目, 3行目 8文字目ないし5行目3文字 目, 6行目ないし8行目9文 字目, 13頁「調査結果」欄 13行目ないし17行目4文 字目, 27行目ないし29行 目4文字目, 14頁「調査結 果」欄45行目14文字目な いし48行目5文字目, 15 頁「調査結果」欄3行目ない し9行目4文字目, 26行目 3文字目ないし11文字目, 15文字目ないし27行目5 文字目, 29行目ないし31 行目13文字目, 32行目1 4文字目ないし35行目13 文字目, 39行目ないし40 行目1文字目, 43行目1文 字目ないし13文字目, 16

					<p>頁「調査結果」欄10行目ないし11行目8文字目, 34行目15文字目ないし36行目13文字目, 40行目ないし44行目, 18頁「調査結果」欄3行目ないし16行目1文字目, 5文字目ないし13文字目</p> <p>(2) 2頁22行目1文字目ないし8文字目, 38文字目ないし23行目37文字目, 4頁「具体的出来事」欄16行目1文字目, 2文字目, 38文字目ないし17行目33文字目, 19頁「調査結果」欄35行目1文字目ないし14文字目, 37行目3文字目ないし44行目, 21頁「認定事実」欄34行目11文字目ないし14文字目, 43文字目ないし36行目9文字目, 24頁右欄34行目28文字目ないし30文字目, 35行目6文字目ないし45文字目</p> <p>(3) 6頁「調査結果」欄9行目ないし最終行, 23頁中央欄1枠目項番4ないし項番6, 項番8, 24頁右欄5行目ないし6行目</p>
文書2	意見書①	① 3頁署名及び印影	2号	3	—
		② 1頁及び2頁の各不開示部分	2号, 7号柱書き	4	1頁8行目ないし9行目
文書6	聴取書②	① 1頁被聴取者の住所, 職業, 氏名及び生年月日数字部分, 10頁署名及び印影	2号	5	1頁「職業」欄
		② 1頁8行目ないし19行目不開示部分, 21行目3文字目ないし2頁3行目, 4行目3文字目ないし3頁10行目, 11行目3文字目ないし4	2号, 7号柱書き	6	1頁13行目ないし19行目, 21行目ないし2頁3行目4文字目, 4行目ないし5行目32文字目, 3頁11行目ないし13行目27文字目, 4頁5行目ないし10行

		頁4行目, 5行目3文字目ないし11行目, 12行目3文字目ないし16行目, 17行目3文字目ないし22行目, 23行目3文字目ないし5頁10行目, 11行目3文字目ないし13行目, 14行目3文字目ないし6頁1行目, 2行目3文字目ないし11行目, 12行目3文字目ないし7頁10行目, 11行目3文字目ないし12行目, 13行目3文字目ないし9頁4行目, 5行目3文字目ないし6行目, 7行目3文字目ないし16行目, 17行目3文字目ないし18行目, 19行目3文字目ないし22行目, 23行目3文字目ないし10頁11行目			目27文字目, 17行目ないし22行目12文字目, 5頁11行目ないし13行目9文字目, 19行目ないし22行目3文字目, 6頁2行目ないし11行目13文字目, 14行目4文字目ないし24文字目, 7頁8行目33文字目ないし9行目29文字目, 13行目ないし19行目10文字目, 14文字目ないし最終文字
文書7	聴取書③	① 1頁被聴取者の住所, 職業, 氏名及び生年月日数字部分, 6行目不開示部分, 5頁署名及び印影	2号	7	1頁「職業」欄, 6行目不開示部分
		② 1頁8行目ないし2頁13行目不開示部分, 14行目3文字目ないし3頁2行目, 3行目3文字目ないし9行目, 11行目3文字目ないし12行目, 13行目3文字目ないし17行目, 18行目3文字目ないし19行目, 20行目3文字目ないし4頁10行目, 11行目3文字目ないし12行目, 13行目3文字目ないし17行目, 18行目3文字目ないし19行目, 20行目3文字目な	2号, 7号柱書き	8	1頁13行目18文字目ないし17行目19文字目, 20行目ないし21行目12文字目, 22行目ないし2頁11行目29文字目, 14行目18文字目ないし最終文字, 3頁20行目33文字目ないし21行目30文字目, 23行目ないし4頁2行目, 20行目ないし21行目11文字目, 29文字目ないし23行目8文字目

		いし5頁7行目不開示部分			
文書 8	聴取 書④	① 1頁被聴取者の住所、職業、氏名及び生年月日数字部分、6行目不開示部分、5頁署名及び印影	2号	9	1頁「職業」欄、6行目不開示部分
		② 1頁8行目ないし23行目不開示部分、2頁1行目3文字目ないし6行目、7行目3文字目ないし8行目、9行目3文字目ないし19行目、20行目3文字目ないし3頁5行目、7行目3文字目ないし9行目、10行目3文字目ないし12行目、13行目3文字目ないし14行目、15行目3文字目ないし16行目、17行目3文字目ないし18行目、19行目3文字目ないし4頁5行目、6行目3文字目ないし7行目、8行目3文字目ないし15行目、16行目3文字目ないし17行目、18行目3文字目ないし22行目、23行目3文字目ないし5頁6行目不開示部分	2号、 7号柱 書き	10	1頁13行目18文字目ないし15行目、16行目6文字目ないし33文字目、18行目7文字目ないし23行目、2頁1行目ないし2行目20文字目、5行目、6行目、7行目3文字目ないし19文字目、20行目17文字目ないし29文字目、3頁3行目1文字目ないし29文字目、4行目10文字目ないし5行目、15行目17文字目ないし25文字目、29文字目ないし16行目2文字目、4頁8行目ないし9行目17文字目、18行目ないし20行目2文字目
文書 9	聴取 書⑤	① 1頁被聴取者の住所、職業、氏名及び生年月日数字部分、6行目不開示部分、4頁署名及び印影	2号	11	1頁「職業」欄、6行目不開示部分
		② 1頁8行目ないし2頁11行目不開示部分、12行目3文字目ないし19行目、21行目3文字目ないし22行目、23行目3文字目ないし3頁2行目、3行目3文字目ないし4行目、5行目	2号、 7号柱 書き	12	1頁13行目ないし18行目11文字目、20行目ないし21行目6文字目、2頁5行目6文字目ないし23文字目、23行目ないし3頁1行目21文字目、15行目3文字目ないし28文字目

		3文字目ないし11行目, 12行目3文字目ないし14行目, 15行目3文字目ないし21行目, 22行目3文字目ないし23行目, 4頁1行目3文字目ないし12行目不開示部分			
文書 15	関係資料 ⑥	① 1頁及び2頁不開示部分, 5頁「氏名」欄, 14頁及び15頁医師印影, 17頁ないし20頁印影	2号	13	14頁及び15頁医師印影
		② 5頁代表者印影, 「企業全体」欄, 「被災者所属事業場」欄	3号イ	14	「被災者所属事業場」欄
		③ 8頁, 10頁及び11頁不開示部分	3号イ, 7号柱書き	15	10頁項番8の3行目
文書 17	関係資料 ⑦	2頁ないし10頁不開示部分	2号, 3号イ, 7号柱書き	16	2頁左側上から1番目の枠の職名, 右側上から1番目の表の左端の列(2番目の者の職氏名を除く。), 4頁右側上から1番目の表全て, 6頁左側上から1番目の枠の職氏名, 9頁右側上から1番目の表全て
文書 27	健康診断結果一覧表	2頁ないし4頁不開示部分	2号	17	—
文書 28	意見書 ②	① 1頁医師署名及び印影, 16頁医師署名	2号	18	全て
		② 1頁及び2頁の不開示部分(①を除く。)	2号, 7号柱書き	19	1頁項番4, 2頁項番5, 項番6
文書 29	受診経歴	① 1頁「担当者」欄不開示部分	2号	20	—
		② 1頁支部長印影	3号イ	21	—
		③ 2頁ないし40頁不開示部分	1号	22	全て

(注1) 当審査会事務局において, 2欄の該当箇所の記載方法を整理した。

(注2) 原処分における不開示部分を含まない以下の文書は、記載を省略した。

文書3 (聴取書①), 文書4, 文書5, 文書11, 文書13及び文書14 (関係資料①ないし⑤), 文書10 (申立書), 文書12 (健康診断結果報告書), 文書16 (会社案内), 文書18 (レイアウト), 文書19 (運營業務), 文書20 (就業規則), 文書21 (履歴書), 文書22 (社員台帳), 文書23 (社員経歴台帳), 文書24 (出勤簿), 文書25 (年次有給休暇付与記録簿), 文書26 (賃金台帳)